

兵庫県公報

令和8年10月6日 火曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 建築基準条例等の一部を改正する条例（建築指導課）	2
○ 収入証紙条例を廃止する条例（会計課）	2
○ 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局特別支援教育課）	3
○ 兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局議事課）	3

公布された法令のあらまし

◎建築基準条例等の一部を改正する条例（条例第31号）

都市再生特別措置法等の一部改正により、特定業務施設等（業務施設若しくは新たな事業の創出若しくは事業の展開の促進を図るための施設又は観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する施設であって、居住者の雇用機会の増大又は昼間人口の増加による誘導施設の維持に寄与し、かつ、良好な居住環境と調和するものをいう。）を有する建築物の建築を誘導する必要があると認められる区域について、市町が都市計画で建築物の容積率及び建築面積の最低限度を定めることができるものとされるとともに、公益上必要な建築物で、知事が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可するものは、これらの最低限度に関する基準の適用が除外されること等に伴い、当該許可の申請に係る手数料を定める等、次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 建築基準条例
- 2 使用料及び手数料徴収条例
- 3 都市計画法施行条例

◎収入証紙条例を廃止する条例（条例第32号）

近年、兵庫県収入証紙（以下「証紙」という。）による手数料の納付方法の代替として、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法による決済方法の整備が進んできたこと等を踏まえ、証紙を廃止することとした。

◎兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 但馬地域における保育相談から高等部までの聴覚障害教育及び小学部から高等部までの知的障害教育の一貫した支援体制の充実を図るため、兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校と兵庫県立出石特別支援学校を発展的に統合することから、これらの特別支援学校を廃止し、新たに兵庫県立とよおか特別支援学校を次のとおり設置することとした。

名称	位置	部	設置年月日
兵庫県立とよおか特別支援学校	豊岡市	幼稚部 小学部 中学部 高等部	令和8年11月1日

- 2 地域における特別支援教育に対する期待を踏まえ、兵庫県立出石特別支援学校の分校であるみかた校の管理体制を強化するため、当該分校を独立させ、兵庫県立みかた特別支援学校を次のとおり設置することとした。

名称	位置	部	設置年月日
兵庫県立みかた特別支援学校	美方郡香美町	小学部 中学部 高等部	令和8年11月1日

◎兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

令和7年の国勢調査人口の結果を踏まえ、兵庫県議会議員の各選挙区等について所要の整備を行うこととした。

条 例

建築基準条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月6日

兵庫縣知事 齋藤元彦

兵庫県条例第 31 号

建築基準条例等の一部を改正する条例

(建築基準条例の一部改正)

第1条 建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第5項中「第52条第1項第8号」を「第52条第1項第9号」に改める。

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第2条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の21の部中(28)の10の款を(28)の12の款とし、(28)の5の款から(28)の9の款までを(28)の7の款から(28)の11の款までとし、(28)の4の款の次に次のように加える。

(28)の5 特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築物面積の特例許可申請手数料	法第60条の4第1項第3号の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の容積率又は建築物面積の特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(28)の6 特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さの限度の特例許可申請手数料	法第60条の4第2項ただし書の規定に基づく特定業務施設等誘導地区内における建築物の高さの限度の特例の許可の申請に対する審査	160,000円

(都市計画法施行条例の一部改正)

第3条 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の17の項中「第52条第1項第8号」を「第52条第1項第9号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。

収入証紙条例を廃止する条例をここに公布する。

令和8年10月6日

兵庫縣知事 齋藤元彦

兵庫県条例第32号

収入証紙条例を廃止する条例

収入証紙条例（昭和39年兵庫県条例第39号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

(經過措置等)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による廃止前の収入証紙条例（以下「旧条例」という。）第5条第1項の規定により売りさばかれた兵庫県収入証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下「証紙」という。）については、令和10年3月31日までの間に限り、なお従

前の例により証紙による収入の方法により徴収する手数料の納付のために使用することができる。

- 3 旧条例第5条第1項に規定する証紙売りさばき人（以下「旧売りさばき人」という。）は、知事に対し、規則で定めるところにより、その保有する証紙を施行日以後遅滞なく返還しなければならない。この場合において、旧売りさばき人は、令和14年9月30日までの間に限り、規則で定めるところにより、当該証紙を返還して現金の還付を請求することができる。
- 4 知事は、前項後段の規定による請求があったときは、返還を受ける証紙の金額からその売りさばき手数料相当額を控除した金額を還付するものとする。
- 5 証紙を保有する者（旧売りさばき人を除く。）は、知事に対し、令和14年9月30日までの間に限り、規則で定めるところにより、その保有する証紙を返還して現金の還付を請求することができる。
- 6 知事は、前項の規定による請求があったときは、返還を受ける証紙の金額に相当する金額を還付するものとする。

（本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正）

- 7 本人確認情報等の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2の13の3を次のように改める。

13の3 削除

（情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例の一部改正）

- 8 情報通信技術を活用した県行政の推進等に関する条例（平成16年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中「兵庫県収入証紙をもってすることその他の」を削る。

~~~~~

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県条例第33号

##### 兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立特別支援学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年兵庫県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び兵庫県立むこがわ特別支援学校」を「、兵庫県立むこがわ特別支援学校及び兵庫県立とよおか特別支援学校」に改める。

別表兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校の項及び兵庫県立出石特別支援学校の項を削り、同表兵庫県立和田山特別支援学校の項の前に次のように加える。

|                |        |                          |
|----------------|--------|--------------------------|
| 兵庫県立とよおか特別支援学校 | 豊岡市    | 幼稚園<br>小学部<br>中学部<br>高等部 |
| 兵庫県立みかた特別支援学校  | 美方郡香美町 | 小学部<br>中学部<br>高等部        |

#### 附 則

この条例は、令和8年11月1日から施行する。ただし、別表兵庫県立豊岡聴覚特別支援学校の項及び兵庫県立出石特別支援学校の項を削る改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

~~~~~

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年10月6日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第34号

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和41年兵庫県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

相生市	相生市の区域	1人
-----	--------	----

」

を

「

相生市及び赤穂郡	相生市及び赤穂郡上郡町の区域	1人
----------	----------------	----

」

に、

「

赤穂市、赤穂郡及び 佐用郡	赤穂市、赤穂郡上郡町及び佐用郡 佐用町の区域	1人
------------------	---------------------------	----

」

を

「

赤穂市	赤穂市の区域	1人
-----	--------	----

」

に、

「

宍粟市	宍粟市の区域	1人
-----	--------	----

」

を

「

宍粟市及び佐用郡	宍粟市及び佐用郡佐用町の区域	1人
----------	----------------	----

」

に改め、同表備考1を次のように改める。

- この表に掲げる選挙区のうち、加古郡は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成25年法律第93号）附則第3条の規定に基づき1選挙区とするものである。

第2条の表備考2中「及び明石市」を「、明石市、西宮市並びに豊岡市及び美方郡」に改める。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。